

## 御嶽山火山防災対策 PR 動画・チラシ制作業務 仕様書（案）

この仕様書は、御嶽山火山防災協議会長野県幹事会（以下「委託者」という。）が行い、御嶽山火山防災対策 PR 動画・チラシ制作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

御嶽山火山防災対策 PR 動画・チラシ制作業務

### 2 目的

災害対策基本法 63 条に基づく規制情報並びに御嶽山火山防災に関わる人、施設、団体等の取組をより多くの人に周知し、登山者等を対象とした御嶽山火山防災への安心感の醸成及び御嶽山魅力向上を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 8 日（金）まで

### 4 業務内容

(1) 御嶽山火山防災に関わるヒト・モノ・コトに光をあてた動画（ショートムービー）制作

#### ア 制作方針

- (ア) 動画視聴者に感動と記憶に残る印象を与えるクオリティを目指す。
- (イ) 2014 年御嶽山噴火災害から得た教訓をもとに長野県・県内市町村及び各種団体並びに個人が取り組まれてきた様々な取組を、ストーリー仕立てに仕上げ、動画視聴者に火山防災に対するより深い理解や共感の獲得を目指す。

#### イ 動画使用

- (ア) 5 分以上のフルバージョン動画× 1 本以上
- (イ) 日本語の字幕入り
- (ウ) 画質は 4 K 以上

#### ウ 利用場面

- (ア) 委託者のホームページへの掲載
- (イ) 委託者が関係する各種サイトへの掲載
- (ウ) 委託者が関係する団体の YouTube、SNS 等への掲載
- (エ) 委託者が関係する施設での放映
- (オ) 委託者が関与するイベント等での放映
- (カ) その他御嶽山火山防災に関わる取組を PR したい者による活用

## エ 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて委託者との合意を経て制作を進めることとする。

- (ア) 取材、編集のスケジュールの作成
- (イ) 取材候補先のリストアップの制作
- (ウ) 動画及びチラシの構成、動画の簡易コンテの制作
- (エ) 取材・撮影の実施
- (オ) 取材に応じた動画及びチラシの構成、動画の簡易コンテの更新
- (カ) 動画・チラシの仮編集
- (キ) 動画・チラシの本編集（動画にはBGM、ナレーション、文字情報含む）
- (ク) 完成版に準じた動画の簡易コンテの作成

## オ 想定される取材候補

- (ア) 御嶽山火山マイスターネットワーク
- (イ) 御嶽山ビジターセンター（さとテラス三岳、やまテラス王滝）
- (ウ) 名古屋大学御嶽山火山研究施設
- (エ) 御嶽山避難促進施設
- (オ) 御嶽山山頂部周辺に設置されているシェルター
- (カ) 御嶽山登山道
- (キ) その他御嶽山火山防災協議会構成機関

## カ その他条件等

- (ア) 肖像権や著作権に係る必要な手続きについて、取材・撮影、納品後加工、利用（YouTube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出、インターネット上での掲載等含む）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用や許可申請等を発生させないための手続きを行うこと。
- (イ) 動画及び静止画の素材は、基本的に今回新規で撮影するものを使用する。ただし、時間的に撮影が困難である、または既存素材を活用することにより大幅に費用削減できるような場合は、委託者と協議のうえ、既存の素材を活用することとする。
- (2) 動画視聴者を増やすための誘導チラシ（データ）制作  
動画制作等にあたり取得した各種素材を活用し、ホームページ公開用及び印刷業者入稿用並びに納品後御嶽山火山防災協議会長野県事務局が行う編集用データの制作を行うこと。

## 5 成果品

### (1) 提出物

- ア 動画データ（完全パッケージ及び白完全パッケージ） ※外部記憶装置に格納
- イ 動画絵コンテ（データ及び印刷物3部）
- ウ チラシデータ（印刷業者への入稿用データ及び長野県事務局編集用データ）

### (2) 提出先

〒397-8550

長野県木曾郡木曾町福島 2757-1

御嶽山火山防災協議会長野県事務局（長野県木曾地域振興局総務管理・環境課内）

## 6 その他留意事項

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、又は業務に疑義が生じた場合は委託者及び受託者双方の協議により業務を実施すること。
- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (4) 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 加工及び二次利用を行う場合、肖像権や著作権の費用や手続きが別途発生しないようにすること。ただし、これらの適応ができない被写体の撮影及び素材の使用においては、事前に委託者の承諾を得ることで例外的を可とする。